

東庄町導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口動態は、国勢調査の推移を見ると、60年間で3,526人(21.0%)の減となっている。令和2年度国勢調査人口13,228人は、60年間で最少人口であるが、過去の人口動態を見ると、昭和50年、55年、60年と増加しており、昭和60年の18,337人が最多人口であった。これは、鹿島臨海工業地帯の企業に勤める人のための住宅団地が町内に造成され、多くの住民が転入したことによるものである。また、年齢階層区分別の人口動態では、15歳未満の区分では減少傾向となっているが、65歳以上の区分では、常に増加となっている。高齢者比率も、令和2年には39.2%と高い値を示している。

産業では、水稻を中心とした農業を基幹産業と位置付けているが、社会情勢の変化などにより、第1次産業の就業人口比率は徐々に減少しており、令和2年では14.9%となっている。第2次産業の就業人口比率は平成2年の41.1%がピークで、令和2年では29.1%となっている。これに対し第3次産業の就業人口比率は毎年増加しており、令和2年では53.4%と全就業人口の半数以上となっており第1次、第2次産業の占める割合が少なく、今後、少子・高齢化や人手不足などが益々厳しくなっていくことが予想されるため、本町の第2次産業の中核を担っている中小企業の労働環境を改善することが喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、町内中小企業等の先端設備等の導入を促すことで、老朽化が進む設備を生産性の高い新しい設備へと一新させ、労働生産性の向上を図ることを目指す。これを実現するため、計画期間における先端設備等導入計画の目標認定数を3件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等のすべてとする。

ただし、近年、売電を目的とする太陽光発電設備の設置が増加していることに伴い、本町における自然環境や景観が損なわれるとともに、災害発生リスクの高まりや地域住民の生活環境等

に悪影響を及ぼすことが懸念されているため、本町においては、太陽光発電設備については「自己の工場や事務所などの敷地内に設置し、かつ、その発電電力を、直接、自社の商品の生産若しくは販売又は役務の提供に供するために自ら消費するもの」に限る。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、当町の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象業種・事業は限定せず、当町の産業全てを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は、国の同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・労働者に対し過度な負担を強いる取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、労働者の雇用環境や労働時間に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・町税滞納者及び町税未申告者（国民健康保険税を含む。）に係る先端設備等導入計画は、特段の事情がある場合を除き、認定の対象としない。